

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月11日
【会社名】	株式会社NEW ART HOLDINGS
【英訳名】	NEW ART HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 白石 幸生
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目6番3号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	(03)3567-8091(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 松橋 英一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目15番2号
【電話番号】	(03)3567-8098
【事務連絡者氏名】	取締役 松橋 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2020年5月11日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

連結子会社に係る貸倒引当金繰入額について

当社連結子会社である台湾新美股份有限公司、HONG KONG NEW ART LIMITEDの個々の業績および財政状況に鑑み、当社のこれら子会社に対する貸付債権等について、貸倒引当金繰入額を特別損失に計上いたしました。

減損損失について

当社連結子会社の株式会社ニューアート・シーマ、株式会社ニューアート・ラ・パルレ、台湾新美股份有限公司、台湾帕蕾拉有限公司、株式会社ニューアート・スポーツが保有する固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失を特別損失に計上いたしました。

子会社株式評価損について

連結子会社の株式会社ニューアート・スポーツについて、現在の財政状態等を総合的に勘案した結果、「金融商品に関する会計基準」に基づき、当社保有の株式の評価を見直し、子会社株式評価損を特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

連結子会社に係る貸倒引当金繰入額について

2020年3月期の個別決算において、貸倒引当金繰入額754百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、個別決算における連結子会社に係る貸倒引当金繰入額の計上は、連結決算上相殺消去されるため、連結業績に与える影響はございません。

減損損失について

2020年3月期の個別決算及び連結決算で減損損失407百万円を特別損失に計上いたしました。

子会社株式評価損について

2020年3月期の個別決算において、子会社株式評価損24百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、連結子会社の株式評価損は、連結決算上相殺消去されるため連結業績に与える影響はございません。

以 上